

利益相反管理方針

株式会社東邦銀行

当行は、当行または当行グループ会社とお客さまの間、ならびに、当行または当行グループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本利益相反管理方針に従い、お客さまの利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行いたします。

1．利益相反管理の対象となる会社の範囲について

利益相反管理の対象となる会社の範囲は、当行、株式会社東邦カードおよび株式会社東邦クレジットサービス（以下、「当行等」といいます）です。

2．利益相反取引の類型について

利益相反取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下の取引のうち、お客さまの利益が不当に害される取引は、利益相反取引に該当する可能性があります。

- (1) 当行等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- (2) 当行等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立するお客さまと行う取引
- (3) 当行等が契約等に基づく関係を有するお客さまと競合するお客さまと行う取引
- (4) 当行等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

3．利益相反の管理方法について

利益相反取引の特性に応じ、次に掲げる方法その他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に利益相反管理を行います。

- (1) 利益相反を発生させる可能性のある部門を分離する方法
- (2) 利益相反のおそれがある取引の一方または双方の取引条件または方法を変更する方法
- (3) 利益相反のおそれがある取引の一方の取引を中止する方法
- (4) 利益相反のおそれがあることを顧客に開示する方法

4．利益相反の管理体制について

利益相反管理を適切に行うための組織として、利益相反管理統括部門および利益相反管理責任者を定め、利益相反管理を一元的に行います。

5．利益相反取引の特定方法について

- (1) 担当部署は利益相反取引に該当するおそれのある取引について、利益相反管理統括部門に報告します。
- (2) 利益相反管理統括部門は、担当部署から前項の報告を受けたときは、当該取引が利益相反取引に該当するか否かについて判断を行い、該当する場合には、当該取引に係る適切な管理方法を決定します。

以上